

栃木市耐震診断士派遣制度のご案内



栃木市が「**無料**」で耐震診断士を派遣します



©2014栃木市とち介

1 対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築された住宅
- 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅
- 賃貸を目的としない住宅

【注意】昭和56年6月1日以降に増築等の工事が行われている場合、本制度の対象とならないことがありますので、建築指導課窓口でご相談ください。

2 手続きの流れ【受付期間：4月1日～12月28日まで】

※予算額に達した場合、受付期間内であっても受付を終了する場合があります。

	申請者	栃木市	処理期間
①事前相談	建築年月等が分かる資料の提出 〔確認済証・検査済証 固定資産税 課税明細書等の写し〕	・事前相談受付 ・事前相談に対する回答	約2週間
②耐震診断士派遣の申請及び決定	耐震診断士派遣申請書の提出	・耐震診断士派遣申請書の受付 ・耐震診断士派遣決定通知書の交付	約2週間
③耐震診断の実施	耐震診断士より連絡がありますので、日程調整等を行ってください。 日程調整された日時に耐震診断士が調査に伺います。		
④診断結果の報告	耐震診断士より診断結果報告書の内容について説明があります。 診断結果報告書1部を添えて耐震診断士派遣完了報告書を栃木市に提出してください。		
⑤耐震化工事の検討	耐震診断の結果を踏まえ、耐震改修工事や耐震建替え工事を検討される場合は、 栃木市建築指導課へ再度ご相談ください。		

3 耐震診断の内容

- 下記の内容について、住宅の内部や外部を目視で調査します。（調査時間の目安2～3時間）

①耐震診断の説明	②凶面の確認※1	③間取りや壁の仕様の確認
④屋根裏や床下の状況確認※2	⑤基礎の状況の確認	⑥屋根の状況の確認

※1 凶面の無い場合は、耐震診断士が現地で寸法を計測します。

※2 目視可能な場合

4 診断結果について

- 診断結果は、大地震に対する家の強さ（上部構造評点）を4段階で判定します。

$$\text{上部構造評点} = \frac{\text{住宅が保有している力}}{\text{大地震に耐えるのに必要な力}}$$

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

ブロック塀等撤去改修工事費補助金

○危険なブロック塀や組積造の塀の撤去等に対する補助制度もございますのでご利用ください。

栃木市木造住宅耐震改修費等補助制度のご案内



耐震化（改修・建替え）工事費用の一部を補助します



1 対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性がないと判定されたもの

2 補助金額

耐震改修工事（対象工事費の4/5補助）	耐震建替え工事
補助限度額 115万円	補助限度額 100万円
市内事業者加算 20万円	市内事業者加算 20万円
—	県産出木材使用加算 10万円
●最小の上部構造評点を1.0以上にする必要があります	●建替え後の住宅を省エネ基準に適合させる必要があります

3 手続きの流れ【受付期間：4月1日～10月末日まで】

	申請者	栃木市	処理期間
	栃木市耐震診断士派遣制度を利用した場合は事前相談不要		
①事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 建築年月等が分かる資料の提出 （確認済証・検査済証、固定資産税 課税明細書等の写し） 	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談受付 事前相談に対する回答 	約2週間
②耐震改修等の申請及び決定	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書の提出 交付決定通知書の受領 	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書の受付 交付決定通知書の交付 	約2週間
③施工業者との契約及び工事着手	【注意】 『交付決定通知書』が交付されるまで、契約及び工事着手はできません（解体工事含む）		
④完了報告	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書の受付及び審査 	約2週間
⑤補助金の請求	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の受付及び口座登録 	約1週間
⑥補助金の受領	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の入金 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の支出 	約2週間

※ご注意ください

- **申請と同じ年度内で、耐震改修・耐震建替え工事を完了してください。**
- 予算額に達した場合、受付を終了する場合があります。
- 栃木市耐震診断士派遣制度を利用せず耐震診断を行った住宅の場合、補助の対象とならないことがありますので、申請前に建築指導課窓口で事前相談を行ってください。（昭和56年6月以降に増築工事を行っている場合等）

お問い合わせ先

栃木市 都市建設部 建築指導課
 TEL 0282-21-2441 FAX 0282-21-2686

申請様式等は栃木市 建築指導課ホームページをご確認下さい ▶

